

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスを受入れは、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	TNR・ 地域猫事業	譲渡事業	適正飼育 啓発事業	災害時対応 周知事業	目的達成に 必要な事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費						0	97,500	97,500
2. 受取寄付金					2,360,428	2,360,428		2,360,428
3. 受取助成金等	35,000				330,000	365,000		365,000
4. 事業収益		284,000				284,000		284,000
5. その他収益	100,000					100,000	27	100,027
経常収益計	135,000	284,000	0	0	2,690,428	3,109,428	97,527	3,206,955
II 経常費用								
(1) 人件費								
給料手当						0	0	0
法定福利費						0	0	0
人件費計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費								
印刷製本費	28,070	1,900			14,410	44,380		44,380
消耗品費		5,137				5,137		5,137
雑費	220	10,516			223,579	234,315		234,315
医療費	343,258	909,229			211,733	1,464,220		1,464,220
広告費		82,500				82,500		82,500
飼育用品	106,466	407,296			134,298	648,060		648,060
飼育備品		39,989				39,989		39,989
通信運搬費						0	3,360	3,360
その他経費計	478,014	1,456,567	0	0	584,020	2,518,601	3,360	2,521,961
経常費用計	478,014	1,456,567	0	0	584,020	2,518,601	3,360	2,521,961
当期経常増減額	△ 343,014	△ 1,172,567	0	0	2,106,408	590,827	94,167	684,994

3. 施設の提供等の物的サービスの受入れの内訳

会計には計上していませんが、以下のような物的サービスを受け入れています。

(単位:円)

内 容	金 額	算 定 根 拠
保護動物のための施設(自宅)提供	960,000	一部屋分の家賃として10,000円/月、8名が保護に従事
保護動物のための資材(餌、飼育用品)提供	1,350,000	譲渡された猫1匹あたり5,000*54匹、終生飼養動物3,000円/月*30匹で算定
活動のための自家用車経費(燃料代含む)	330,000	月100km走行(1km15円)、年経費10,000円、10名で算定
事務所として施設(理事長自宅)提供	120,000	家賃10,000円/月として算定
譲渡会会場の無償提供	240,000	イオン焼津店、静岡焼津動物医療センター他10,000円/回として算定
計	3,000,000	

4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

会計には計上していませんが、以下のような役務提供を受け入れています。

(単位:円)

内 容	金 額	算 定 根 拠
保護動物の世話	6,988,575	1頭あたり30分/日、譲渡完了までの飼育期間2ヶ月*54頭、終生飼養は365日*30匹、最低賃金985円で算定
TNR・地域猫活動に伴う作業	1,044,100	TNR1頭あたり6h*55匹+地域猫への餌やり1h/日*365日*2名
譲渡会、各種行事の作業	756,480	譲渡会4h*8名*24回
譲渡完了までの作業	212,760	1頭あたり4h*譲渡数(猫54)
市民からの相談対応業務	113,280	1件あたり1h*月10件
法人管理業務	719,050	会計、各種文書・報告・申請作成、HP管理等、0.5h/日*365*4名

計	9,834,245
---	-----------

8. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄付金	2,360,428	849,532
活動計算書計	2,360,428	849,532

6. 事業区分や科目等、独自のものが多いため、ここで解説を行う。

【収益】

■受け取り寄付金

多頭飼育崩壊などに伴う寄付金については「譲渡事業」に算入、特に指定がなく会の活動全般に寄付していただいた場合は「目的の達成のために必要な事業」に算入している。

(本年度は多頭飼育崩壊案件なし)

■譲渡時飼い主負担金

子猫を保護し譲渡するまでにかかる費用は、健康であれば健診費とフード代の数千円で済むが、病気や怪我をしていた場合は数十万円かかることもある。全てを譲渡希望者に請求することはできないし、かといって無料で引き渡した場合、「ただで貰った猫」という意識から、十分な栄養や治療を受けられないケースがあった。さらには負担金が高すぎると、譲渡へのハードルが上がる。これらのことを考慮し5,000円の「譲渡時飼い主負担金」をいただいている。不妊手術などで実施した場合は、上乘せして請求することもある。(大都市圏では2~3万円請求する団体もあり、希望者もそれを了解している。動物愛護活動への理解が地方では進んでいないことの表れである。)また2024年1月より「トライアル」(お試し飼育)に「トライアル諸経費」を請求している。これはトライアルを軽い気持ちで始める方が増えてきたことによる。これらの負担金は経費の一部負担という考えから寄付には算入せず「譲渡事業の事業収益」としている。「非収益事業の収益」なので、当法人の「収益事業を行わない」という登録内容には矛盾しない。

【費用】

■医療費

焼津市の「静岡焼津動物医療センター」、藤枝市の「さいとう動物病院」「きずな動物病院」を主に利用している。当会の活動を理解していただき費用面で協力いただいている。

■医療費区分

譲渡に向けた動物たちの治療費は「譲渡事業」に、地域猫として生きている猫や、保護ボランティア宅で終生飼養している猫については「地域猫事業」に参入している。

■広告費

譲渡会の前日に静岡新聞個人広告欄「アドポスト」にお知らせを出している。中高年への告知力に優れており、譲渡結果に大きく影響するため、会にとっては安い金額ではないが掲載を続けている。